

# 令和8年度（2026年度）

## 放課後児童保育 森の舎クラブ 入所ご案内

### 1. 森の舎クラブの基本方針

乳幼児保育 せいじん保育園と一体となり

保育理念=『いきるちから かがやくいのち ゆたかなこころ』を基として  
『0～12歳の一体保育』と『第2の家庭 みんな1つの大きな家族』  
を実践する放課後児童クラブとして運営することを目指しています。

#### ① 基本的な方針

いきる、ちから 自分で考える、仲間を作る、自分の気持ちをきちんと表現  
できる 困難にも立ち向かえるたくましさを育てます

かがやく、いのち 興味・関心を持てる環境を作り、よく遊び、よく学ぶ  
その子らしく伸びていく力を大事にします

ゆたかな、こころ たくさんの兄弟や自然とのふれあいの中で、自分や周りの人  
を愛せる心 豊かな心を育てます

以上を基本として子ども達の成長応援を目指します

#### ② 保育目標は

『遊びと学び』です

##### ① 『子どもが主役、チャレンジ保育』

○自分のしたいことを見つけ、目標をもって取り組む

○新しいことへの挑戦！興味・関心・好奇心を持ち、やってみようとする

##### ② 『0～12歳の兄弟保育、僕・私におまかせ』

○保育園児も小学生もみんな仲良し兄弟。困ったときもみんながいるから  
大丈夫

○高学年は『子どもリーダー』低学年の憧れとして、お互いに成長できる  
関係をつくる

そして森の舎クラブは上記の①②を実施するために

◎子ども 子ども同士はみんな兄弟、そして家族  
楽しい、やってみたい、自分の思いが表現できるところ

◎保護者 子どもを安心して任せられる  
働きたい、そう思ったときに預けたいところ

◎職員 職員は『おとうさん』『おかあさん』『おじいちゃん』『おばあちゃん』  
家族のような愛情をもって子どもたちを守るところ

◎地域 あいさつから始まる地域の方との交流の場所

以上をつくりだしたいと思っています

## 2. 入所の資格

学童保育へ申込ができる児童は、児童と同世帯の20歳以上70歳未満の方（昭和31年4月1日～平成18年4月1日生まれの方）のいずれもが次の入所条件に該当していることが必要です。

入 所 要 件	入 所 基 準 等
1. 外勤している場合 (自営業で外勤の場合や外勤予定の場合も含む)	①勤務日数が、月平均15日以上であること ②帰宅時間が、午後3時以降であること ※夏休み・冬休み・春休みは、1日当たり4時間以上勤務が必要
2. 出産の場合	①母子健康手帳のコピー（母名前及び出産予定日記載ページ）が必要 ③ 入所期間は、出産日の前後2ヶ月入所可能
3. 病気の場合	①診断書が必要 (但し、医師が児童の保育を不可能と認めたものに限ります)
4. 家族を看護している場合	①看護日数が、月平均15日以上であること 午後3時以降も引き続き看護のために時間的な拘束を受けること
5. 居宅内で内職や自営業を営んでいる場合	①勤務日数が、月平均20日以上であること 午後3時以降も引き続き仕事のために時間的な拘束を受けること
6. 学生の場合	①在学証明書が必要 午後3時以降も引き続き学業のために時間的な拘束を受けること
7. 求職活動中の場合 (同一年度内に1回限り)	①入所期間は、2か月迄可能 ②雇用保険受給者証の写しを提出した場合は受給期間も入所可能 ※期限内に在職証明書が提出されない場合は退所となります ※年度内に再度求職中による入所申込は出来ません

- (注) 入所基準では通常午後3時以降保育ができないことを条件としていますが、夏休み、冬休み、春休みについては、4時間以上、上記の入所条件により拘束を受け、保育できない状況の場合は入所可能です。
- (注) 産休及び育休中においても利用できます。
- (注) 入所基準に適合しているかどうか、書類審査及び実態調査等を行います。

○ なお、上記ご家庭以外で、入所をご希望の方も、受付致しております。  
保育内容、利用料金等、同じ内容、要領にてお預かりいたします。  
年間保育、夏休み保育、一時保育、早朝夕刻延長など、ご自由にご利用ください。  
随時受付、随時入所もできます。

#### 4 利用学年

小学生の全学年にご利用頂けます。

#### 5 開所期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

但し、次の①～⑤の日は閉所となります。

- ① 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
  - ② 年末、年始（12月29日～翌年1月4日）
  - ③ 利用見込が無い土曜日
  - ④ 気象警報、気象特別警報発表に伴う臨時閉所日（小学校の休校と同じ）
  - ⑤ その他、清仁福祉会が閉所を必要と認めたとき。
- ※ 新1年生についても、入学式前の4月1日(水)から利用できます。

## 6 開所時間

通常	小学校の授業日	放課後から午後6時まで
	小学校の授業休業日	午前8時30分から午後6時まで
	土曜日	午前8時30分から午後6時まで
長期	夏・冬・春休み	午前8時30分から午後6時まで（月～土曜日）
特別	延長時間	保育日の午後6時以降、午後7時まで
	早朝時間	保育日の午前7時から午前8時30分まで

(注) 午後7時以降はお預かり致しかねます。午後7時までにお迎えをお願いします。

(注) 帰宅時の安全確保のため、保護者の方のお迎えを必ずお願いします。

土曜日や夏・冬・春休み時は、保護者の方のお送りもお願いします。

普段と違う方がお迎えに来られる場合は事前にご連絡をお願いします。

また、お迎えに来られる方は高校生以上の方でお願いします。

(注) 土曜日で運動会、参観などの場合は、閉所となる場合があります。

感染症発生時、他の児童への感染の恐れがあると認められる場合は、保護者の方に休所のお願いをする場合があります。

また、保育園の事情により、閉所する場合があります。事前にご案内致します。

(注) 欠席の場合は、必ず森の舎クラブに下校時間までにご連絡をお願いします。

## 7 入所手続き

### ① 入所受付

#### ○入所受付期間

令和8年1月8日（木）から令和8年1月30日（金）迄  
なお、2月以降も、随時受付をしています。

#### ○入所日

令和8年4月1日（水）

※春休みの入所は、ご希望があれば受付、入所できます。

※なお、4月以降も随時受付後、ご希望の日程より入所して頂くことができます。

## ② 入所手続き

○入所申込書に必要書類を添付し、放課後児童保育「森の舎クラブ」担当にご提出ください。入所申込用紙は、放課後児童保育「森の舎クラブ」にあります。

### ○必要書類

同世帯20歳以上70歳未満の方、全員の書類が必要です。

(昭和31年4月1日～平成18年4月1日生まれの方 全員必要)

### 《必要書類》

会社員、公務員、パート従業員	在職証明書	勤務先に証明して頂いてください
農業従事者	耕作証明書	農業委員、農家組合長に証明して頂いてください
自営業者	営業証明書	商工会議所、民生児童委員等に証明して頂いてください
妊娠及び出産	母子健康手帳写し	母子健康手帳の名前と出産予定日の記載ページをコピーしてください
求職活動中（2か月入所可能）	誓約書	求職者本人が所定の誓約書に記入してください
疾病、看護など	診断書	医師の診断書を添付ください
学生	在学証明書	学校に証明して頂いてください

※上記以外の方で入所ご希望の方は、森の舎クラブ担当にご相談ください。

## 8 保育利用料金

① 月間保育利用料は、児童一人 基本料金9,000円です。

（月曜日から金曜日、放課後（下校時）から午後6時までの保育利用料）

② 月間のおやつ代として、基本料金に加え月額2,500円が必要です。

③ 夏休みは、7月15,000円、8月21,000円が月間利用料金です。  
なお、夏休みのみご利用も可能です。（日割り設定の利用料金があります）

④ 一時利用（放課後から午後6時まで）の場合は、1日、1,350円です。

⑤ 土曜日の利用料は、1日、1,650円（保育料1500円+おやつ代150円）です。

⑥ その他、延長保育、早朝保育、設定時間超過利用料、兄弟利用割引等があります。詳しくは、「利用料金表」をご確認ください。

⑦ ご利用料金は、全家庭同一料金です。

万一の場合を想定して、「傷害保険」に加入しています。

入所日から令和9年3月31日までの期間です（月額保育料に含まれています）

## 9 利用料金の納付

- ① 対象利用料金は、基本利用料、おやつ代及び児童の利用実態に伴う利用料、行事利用料（必要な場合、利用者のみ）、写真代などです。
- ② 月末締め切りにて利用料金明細書を翌月 10 日にお渡しを致します。
- ③ 利用料金明細書をご確認の上、翌月 26 日銀行の口座振替によって清算頂くこととしますのでお願ひします。  
(詳細は別紙にてご案内します)
- ④ 保育日数が、月間 8 日までの場合は、一時利用料金を適用し、清算させて頂きます。
- ⑤ 口座振替料金は、せいじん保育園が負担致します。

## 10 入所ご案内

- ① 保護者の方から、入所申込書を森の舎クラブご持参頂きますと、入所条件に適合しているか、確認の上、入所の手続き、ご案内をさせていただきます。  
※ 保育内容、利用料金、送迎者ご登録、ご留意事項等についてご説明いたします。  
※ 保護者の方からのご要望があれば、お聞かせ頂き、可能な範囲で対応致します。
- ② 途中退所の場合は、退所の前に申し出ください。退所届を記載の上、提出頂きます。利用料の清算がある場合は、翌月清算を待たずに利用明細書の作成、ご提示を致しますので、速やかに清算を頂くようお願ひします。
- ③ 森の舎クラブの運営及び他の児童の保育に支障があると認めたときは、該当児童の保護者に退所要請をする場合があります。

## 11 遊び、イベント、学習支援のご紹介

- ① 年間の学習、文化活動、園外活動を企画、実施致します。特別保育内容によっては交通費や用具費、施設利用料、材料費などを別途、ご負担いただく場合がありますので、ご了承ください。その際は事前にご案内致します。

## 子どもたち大喜びのイベントは

- (1) 「野外活動のスペシャリスト」と一緒に  
低学年は森林公园で川遊び、高学年は保育園にお泊り活動  
薪を使って釜ご飯、火を起こして焼きマシュマロづくり
- (2) 「地域にでかけよう」田んぼや堤防、近隣の神社  
ザリガニ釣り、地域散策、季節の動植物探し
- (3) 「四季を味わおう」季節の伝統行事  
兜づくり、七夕、お月見、お餅つき、節分、いわし焼、芋煮会
- (4) 「一緒に遊ぼう」保育園の小さなお友だちとの関わり  
こども夏祭り、独楽回し、凧づくり

森の舎クラブは子どもたち主体の学童です。子どもたちが計画して行う  
夏祭りやドッヂボール大会、クリスマス会などその都度のイベントもあります。

### ② 学習面へのサポート

- ・日々の宿題、自主学習
- ・長期休暇時の宿題の点検

元学校の先生、放課後児童保育のベテラン、海外移住経験による毎日の宿題、学習や長期休暇中の宿題・自由研究等のサポート応援をします。

### 1 2 お問合せ

お問合せ先は、下記です。

放課後児童保育 森の舎クラブ 担当 石田、橋本

〒610-0111 城陽市富野乾塙内3-1  
電話 (0774) 39-8722